

審査基準整理票

処 分 名	接道義務の特例許可		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 第43条第2項第2号	
基 準 法 令 名	建築基準法施行規則	(条項) 第10条の3第4項	
所 管 部 署	都市計画部 建築指導課 指導係		
標 準 処 理 期 間	21日 (事前協議及び審査会諮問 に係る期間を除く)	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 建築基準法第43条第2項第2号許可基準及び包括同意基準 】 ・掲載図書等 【 大津市ホームページ 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可]</p> <p>建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にあたっては、避難及び通行の安全性や総合的な市街地の環境への影響について考慮し、建築物の用途、規模、位置及び構造等が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、建築審査会の同意が得られることを判断の基準とする。また、包括同意基準に適合するものについては、建築審査会から包括的に同意が得られたものとする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。